

第 8 号議案

東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例

東大和市敬老金支給条例（昭和53年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は99歳」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号の規定は、施行日以後に支給期日の到来する敬老金について適用し、施行日前に支給期日の到来した敬老金については、なお従前の例による。